

生活創造情報プラザの施設・設備の利用の手引き

淡路文化会館

1 生活創造情報プラザとは

生活創造情報プラザとは、淡路文化会館に登録された生活創造活動グループの施設です。地域文化や消費生活をはじめ子育て、青少年育成、男女共同参画、健康福祉、環境、緑化などの様々な分野にわたる生活創造活動を行っているグループのミーティングや発表、情報誌の作成などに利用できる施設を備えています。

また、伝統文化コーナーでは、伝統文化に関する図書やビデオ、DVDソフト、消費生活、環境・資源問題、生涯学習などの図書やビデオソフト、展示パネルの閲覧や貸出しを行っています。

2 利用等ができる施設及び設備

施設・設備	定員等	利用内容	付属設備	
伝統文化コーナー	17㎡	閲覧・貸出し 等	—	
パフォーマンススペース	50人	発表会・交流会・展示・各種練習 等	ミーティング用机・椅子	
スペース101	10人	学習会・ミーティング 等	インターネット接続(102) ※パソコンは持ち込み ミーティング用机 ミーティング用椅子	
スペース102	20人			
ブース201	10人			
ブース202	10人			
ブース203	10人			
プラザルーム	25人			
資料室	50人			ビデオ内蔵テレビ
和室スペース	15畳			長机・椅子
和室ブース	8畳	座卓・座布団		
プラザ広場	30人	発表会・交流会・各種練習 等	テレビ・ビデオ	
多目的スペース	95㎡		大鏡	
保育室	10人	お子様同伴の方の利用	—	
印刷製本室	—	会報・チラシ・資料等の印刷製本	印刷機・紙折機・ 丁合機・拡大機	
グループロッカー	—	1グループ1個	—	

3 利用できる日及び時間

原則、淡路文化会館の開館日(9:00~21:00)

※年末年始(12/29~1/3)は休館。

4 利用方法及び注意事項

(1) 伝統文化コーナーの利用

- ①自由に利用していただけます。
- ②映像ソフトや図書の借用を希望される場合は、「ライブラリー利用申請書」に記入のうえ、事務室まで申し込んでください。(借用期間は原則として2週間以内)
- ③パネル等の展示品の借用を希望される場合は、あらかじめ事務室に申し出、借用期間や物品等を調整のうえ、利用の許可を受けてください。

(2) 生活創造情報プラザの利用

- ① 申し込み方法
 - ア 別に定めるところによりグループ登録のうえ、「淡路文化会館利用予約調整申込書(生活創造情報プラザ用)」にて事務室まで利用希望月の4か月前の15日から3か月前の

3日までに申し込んでください（FAX可）。利用の予約は、提出いただいた申込書を基に希望順位毎に予約希望日が重複している場合は、当館で調整を行います。調整ができなかった場合は、利用希望月の3か月前の第2土曜日午前10時から抽選を行い、利用団体を決定します。

- イ 調整・抽選終了後の予約については、先着順で受け付けます。
 - ウ 利用申込書1枚につき、1日分の活動を記入ください。
 - エ 淡路文化会館（以下「会館」という）の業務に差し支える場合には、変更あるいはお断りする場合があります。
- ② 利用上の注意事項（「淡路文化会館ご利用について」もお読みください。）
- ア 特定の政治目的・宗教目的に関する活動、あるいは営利目的などには利用できません。
 - イ 印刷製本室の利用は、印刷関連作業のみに限り、1時間を目処としてください。
 - ウ 事務用品、印刷用紙等は各グループで用意してください。
 - エ 利用終了時には、整理整頓し、机や椅子、機器などをもとの位置に戻してください。

（注）印刷機（リソグラフ）の利用は一箇月につき5,000枚までは無料としますが、5,000枚を超える場合は、インク代として3,500円お支払い頂きます。さらに5,000枚を超えるごとに3,500円を加算してお支払い頂きます。なお、印刷原稿1枚につき30枚以内の印刷をされる場合は、原稿をお預りし、事務所内のコピー機にて対応させて頂きます（利用申込書の利用施設機器等の欄は「印刷室利用」の旨でお書きください）。

（3）保育室の利用

利用される場合は、グループで付き添いされる方を確保して利用してください。

（4）グループロッカーの利用

- ①登録グループは、所定の様式（様式1）で申込みをすれば、指定のグループロッカーを利用できます。
- ②ロッカーには資料や事務用品等を保管することができます。ただし、鍵はかかりませんので、留意してください。

5 その他

- （1）施設・設備を破損・滅失した場合は、弁償していただくことがあります。
- （2）グループの所有物をグループロッカー等に置かれ、紛失・破損などが生じても責任は負いません。
- （3）他の利用者に迷惑を及ぼす行為があった場合は、直ちに利用を中止していただきます。
- （4）施設管理者が妥当と判断した場合は、利用者に断りなく利用を中止することがあります。